

## 監査委員公表 第2号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和8年4月27日

鹿屋市監査委員	小林千鶴
同	櫛下俊朗
同	原田靖

### 1 監査の基準

鹿屋市監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）に基づいて実施した。

### 2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査

### 3 監査の対象

市長公室

政策推進課、地域活力推進課

総務部

総務課、デジタル推進課、財政課（契約検査室）、財産管理活用課、税務課、収納管理課

市民生活部

生活環境課（衛生処理場）、市民課（大始良・高須・花岡・高隈出張所）、安全安心課、

市民スポーツ課

保健福祉部

福祉政策課、子育て支援課、こども家庭課、健康保険課、高齢福祉課、健康増進課

出納室

監査委員事務局

公平委員会事務局

### 4 監査の日程

令和7年12月12日から令和8年2月17日まで（41日間）

### 5 監査対象年度

令和7年度

### 6 監査の着眼点

鹿屋市監査委員監査実務第11条別表監査等の着眼点（第1節 財務監査、第3節 行政監査）

## 7 監査の主な実施内容

財務に関する事務の執行及び一般行政事務の執行について、資料の提出を求め、監査委員事務局において、諸帳簿や関係書類等の抽出による突合を行った。

その結果を監査委員へ報告し、監査委員による監査を関係職員の説明を求めながら、一部現地調査を行い実施した。

### 監査の執行者

鹿屋市監査委員 大 菌 純 広（任期 令和8年2月28日まで）

同 櫛 下 俊 朗

同 原 田 靖

## 8 監査の結果

監査基準第22条第1項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正であると認められたが、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

### (1) 行政監査の結果

#### ア 時間外勤務命令について

鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第2項の規定により、任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務を命ずることができることとされているが、時間外勤務命令が行われないまま、勤務時間外に市内出張をしている状況が見受けられた。

（市長公室 地域活力推進課、市民生活部 安全安心課、保健福祉部 子育て支援課）

## 9 監査意見

改善を要する事項として挙げたものの他に、収入事務、支出事務、補助金事務、契約事務及び事務管理において、事務処理における軽微な誤り等については、関係所属長に指導したところである。

なお、行財政事務の執行に当たっては、鹿屋市法令遵守等の推進に関する条例に基づき、職員責務の規定の遵守を徹底するなど、事務の適正な執行を確保する体制の充実を図り、適正な執行に努められたい。